

(写)

長門市告示第 195 号

令和 2 年第 6 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 2 年 11 月 27 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 3 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 号

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 11 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「6 月に支給する場合には 100 分の 130」とあるのは「6 月に支給する場合には 100 分の 155」と、「12 月に支給する場合には 100 分の 130」とあるのは「12 月に支給する場合には 100 分の 170」を「100 分の 125」とあるのは、「6 月に支給する場合には 100 分の 155、12 月に支給する場合には 100 分の 170」に改める。

第 2 条 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 125」とあるのは、「6 月に支給する場合には 100 分の 155、12 月に支給する場合には 100 分の 170」を「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 11 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 長門市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和2年11月27日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年長門市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年長門市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第4条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。